ガス消費機器に係る給排気に関する基礎知識	特定ガス消費機器に関する知識	特定工事の施工方法
［略］	［略］	［略］
一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］	一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］	一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該学科の課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］
［略］	［略］	［略］

ガス消費機器に係る給排気に関する基礎知識	特定ガス消費機器に関する知識	特定工事の施工方法
［略］	［略］	［略］
一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］	一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］	一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する三年以上の経験を有する者であること。 二・三　［略］
［略］	［略］	［略］